

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2295号

毎週月曜日発行

〒100 0014 東京都千代田区永田町 1 丁目11番35号 : 電話03 3581 0486番 FAX03 3580 5955

発行所 **全国町村会** 発行人 渡辺 明 : 定価 1部40円・年間 1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

閑話休題

大学生の学力低下が話題になっているが、論文やレポートから観察すると、上位25%と中位50%と下位25%という比率は、全国的にほぼ定着しているようだ。社会人の場合はどうだろうと友人と話したあと、私は生前の松下幸之助氏に伺ったことを思い出した。そのときの記録をひっくり返してみると、「二・二・六」という数字が出てきた。

いつも新しい考えや技術に挑戦している社員が20%、その連中を憧れの目で見て追隨している者が20%、あとの60%はオミコシのまわりでウチワで煽いだり水をかけたりする連中だ、というのである。しかし、この比率を口にしたあと、松下氏は「だが、経営者にとってはこの60%が大事でっせ」と言った。どんな人でも



冬来たる穂高

生活の60%は環境に染まる、考え方の言葉づかい・身のこなし・酒の飲み方まで「職場風」になるものだから、これらの人が同調してくるような「錦の御旗」を揚げられるかどうか、それが経営者の正念場だ、というのである。

これは自治体の首長だつて同じこと

21世紀の錦の御旗は何か

とだろ。かつて錦の御旗はハコモノだったけど、これからはソフトの時代だとは猫でも知っている。では、どんなソフトが町の「錦の御旗」になるのか。この議論は「地方分権」「町村合併」とあわせて慎重にそして真剣に議論しあう必要がある。いま、テーマごとに地域連合の形が進められているが、そのテーマに町村

共通の「ソフト」が取り上げられてもいだろう。

「ソフト」とは何か。「ソフトをデザインする」とは何か。五年前、東京でユネスコの大会がひらかれたとき、その事務局長だった哲学者のフェデリコ・マイヨールは「見えざるものを見る」ことがソフトのデザインであり、それに成功した者が「不可能を可能とする」といった。現代の「見えざるもの」

の一つは「癒し」であるが、一般には「癒される」と受け身でとられていたものが、近頃は少人数の人たちが集って「癒す」空間を自立的に作りはじめた。自治体が生産者として、「ヒール・タウン」を誕生させるのも十分に錦の御旗になりうる。私は思う。

(評論家 草柳大蔵)

説	地方分権の実施にあたって.....	横浜国立大学名誉教授 成田頼明.....(2)
動	山本会長、12年度税制改正で要望.....	(5)
策	新たな水田営農対策を決定 = 政府・与党.....	(6)
策	12年産米政府買入価格決定 = 米価審議会.....	(8)
報	カプセル NOW&NEW.....	(9)
報	政策レーダー.....	(11)

もくじ

視 点

地方分権の実施にあたって

横浜国立大学名誉教授 成田 頼 明



(なりた よりあき)
昭和3年富山県富山市出身、昭和26年東大法学部卒業。現在横浜国立大学名誉教授、日本エネルギー法研究所理事長。また地方制度調査会副会長、地方分権推進委員会専門委員等を併任。
著書に「地方自治の法理と改革」「行政法」「地方分権への道程」など。

一、地方分権時代の幕開け

平成七年の地方分権推進法(以下、「推進法」という)の制定、地方分権推進委員会(以下、「分権委員会」という)の五次にわたる勧告、これらをもとにして作られた政府の地方分権推進計画(第一次、第二次)の閣議決定、第一次推進計画を実施するための地方分権一括法(以下、「一括法」という)の成立と、ここ三丁四年の間の地方分権への動きは予想以上に早いテンポで進んでいる。

ことになり、地方自治の法制度や国と地方公共団体の関係は大きく変ることになる。戦後約半世紀の間慣れ親しんできた地方自治法の仕組みは、地方公共団体の自己決定、自己責任の原則の導入や、国(都道府県)との関係で上下主従から対等協力の関係を基本とするものに置き換えられることになる。一括法で大改正された新地方自治法の中味の説明は、ここでは紙数の関係もあって省略することにするが、機関連任事務制度の廃止とこれに伴う自治事務・法定受託事務という新しい事務区分の導入、この二つの事務区分ごとに異なる国・都道府県の間と類型、関

与を公正・透明なものにするための手続ルールの導入、関与を争う係争処理委員会や自治紛争処理委員制度の整備、地方公共団体の意見申権の強化、地方事務官制度の廃止、必置規制の緩和・廃止など、どれをとっても画期的な制度改正といふべきものが豊富に盛りこまれている。過去半世紀にわ

二、分権がらみの残された課題

地方分権時代の幕は上がったが、推進法に掲げられている基本的課題のすべてが今回の一括法の成立によって解決したわけではない。残されている最大の未解決課題は、全国の知事や市町村長各位が共通して指摘されているように推進法六条に掲げられている地方税財源の充実確保である。機関連任事務が廃止され国の関与が緩和・廃止されるなど、事務処理面での地方公共団体の自主性・自立性がいかに高められたとしても、事務・事業を自主的・自立的に執行するために必要な地方税財源が国から委譲されない限り、「地方自治の本旨」の基本的な柱の一つで

たつて地方自治関係者や学者等が国に求め続けてきた制度改正が一挙に片付いたということになる。全体を総括していふならば、今回の一括法・新自治法によってやっと「天の岩戸」が開いて太陽の光が射しこみ、めでたく地方分権時代の幕開けを迎えたものということができる。

ある財政自治権は確立せず、財政面での国依存「上下主従関係は解消されないままに残らざるをえないわけである。このことは、私も専門委員として参画している分権委員会では痛いほど認識していた。そうして、事務処理面の分権化と同じ程度の具体性をもった勧告を政府に提出したいという意欲は当初からもっていた。しかし、パブルと金融システムの崩壊に伴う経済危機、税収の大幅な落ちこみと国債発行による国家財政の破綻「財政再建の緊急性」という未曾有の危機に見舞われたために、この問題は分権委員会だけではとても手に負えないものになってし

論 説

まったのである。それでも第二次勧告では、具体性に欠けるといふ批判はあるものの、地方分権の観点から中長期的に見直すべき基本方向だけは明確に示している。い

ずれ日本の経済が回復軌道に乗り、成長率がプラス三〇%程度になれば国としても真剣に考えざるをえないという趣旨のことを先般の国会で宮沢大蔵大臣が答えている。いまは、国の方も地方に回す税源はないというのが実情なのである。日本経済の回復をまつていずれもう一度、補助金や国の事業の整理・合理化、地方税財源の大

三、一括法の施行準備と地方行政体制の整備・改革

いま都道府県や大きな都市では、明年四月一日の新自治法の施行にそなえて、必要不可欠な準備作業に全力を挙げて取り組んでいる。一般の市町村も、明年から実施される介護保険の実施準備やダイオキシン対策に誘発された廃棄物処理施設の整備等で手一杯な状態にある。これに加えて、新自治法の施行にむけての作業が加わり、限られた人員の職員を総動員して取り組むことを余儀なくさせられている。それやこれやで市町村の現場ではこれまで経験したことのないハードな作業に忙殺されているようである。個別の行政分野でも、新しい条例の制定や規則

幅な地方委譲、地方交付税制度の再検討等第二段の分権化の検討が必要になるものと考えられる。

事務・権限の面でも、国の省庁が直轄している許認可等の一部の地方委譲がさらに求められるところであるが、他方では、地球温暖化防止のための環境対策、リサイクル社会の構築、有害廃棄物対策、周辺事態対応策、治安問題、原子力防災等国の役割が拡大する傾向にあり、中央省庁の権限の強化を必要とする新たな問題が次々と登場していることにも留意しなければならない。

の条例化、都道府県から新たに委譲される事務の受入れ体制の整備等でルーティンな仕事が止まってしまうような状況にあるものと思われる。しかし苦しくハードなこれらの準備活動は、基礎的自治体である市町村が国や都道府県から自立し、新しい分権型社会の担い手となるためには避けて通ることができないところといえよう。これらの準備活動を通じて、長以下の幹部職員も一般職員も、新しい自治行政システムをよく理解し、その本来の趣旨が生かされるように活用することが期待されるのである。自治体によっては、この際、全く独自の新企画を条例化するこ

とを考慮しているようであるが、施行日の昨年四月一日を目前にしていま取り組まなければならない作業量の膨大さを考えるならば、とりあえずは必要最小限のものをだけ片付け、独自の新企画は、これらの一通りの作業が片付いた後に、第二段・第三段の措置として順次考えていけばよいのではないかと思う。

国の各省庁との関係での分権に必要な第一段の措置は、一括法の成立で一応の結末を迎えることになったが、これからは、分権の担い手となる都道府県および市町村の行政体制の整備が強く求められることになりそうである。政治家からも産業界からもマスコミから

も、地方側の行政整備にむけた風当たりが一層強くなることは必至である。今回の一括法でも、地方行政体制の整備に関連した市町村合併推進法の改正、特別市の創設、地方議会の機能強化のための自治法の改定の一部手直し、などが行われている。また、住民参加のための諸制度の再検討、地方議会のあり方、小規模町村のあり方等は、いま二六次地方制度調査会で検討が始まったところである。これに加えて、政治サイドからは、長が多選制限と国会議員への立候補制限、在留外国人の地方参政権等、憲法との関連が問題になりそうな難題が

投げかけられているところである。

さらに、これとは別に、マスコミや市民団体等からは、情報公開・個人情報保護制度の拡充強化、オンブズマン制度の導入、市民を加えた第三者機関による事業評価の制度化、住民投票制度の大幅導入等も求められている。これら全体を総合していうならば、これからの地方公共団体には、改革課題が山積し、自己決定・自己責任の下に自ら取り組むべき問題が余りにも多すぎる時代になりそうである。

これと関連してぜひここで触れておきたいのは、市町村の平成大合併への動きについてである。市町村合併については、分権委員会第二次勧告と地方分権推進計画(第一次)でこれを積極的に推進すべきことが示され、これを受けて平成七年に改正されたばかりの市町村合併特別法が一括法によって再改正された。自治省も、すでに市町村合併推進本部を設置し、各都道府県知事に市町村合併推進要綱を平成十二年中の早い時期に行うよう要請する通知を本年八月に発している。政治家の中には全国の市町村数を三〇〇程度にすべきであるとか、当面は一、〇〇〇程度を目標にすべきだといった主張があり、市町村が乗つてこない

のなら強制合併も考慮すべきだといふ勇ましい意見もあるようである。しかし、市町村そのものの存立に係る事柄で住民の帰属意識（アイデンティティ）そのものをこわしてしまふような市町村の合併を国家権力で強制するようなやり方は、地方分権の趣旨とは全く相容れないものといわなくてはならない。介護保険、廃棄物処理、環境保護などいま市町村が直面している行政は、広域的処理にふさわしいものが多いことは否定することができない。また、再編統合された単一の市町村が処理する方が共同処理の諸方式より効率的であり財政的にも有利であるといふ

四、人材の育成と意識の改革

分権型社会を第一線で支えるのは市町村である。これからの各市町村は新自治法に定められている行政システムを十分に動かして住民の信頼を深めるために、それぞれ独自に自己改革を進めていかなければならない。これを可能にするためには、市町村には豊富な人材が揃っていないなければならない。新しい次の時代を支える市町村の人材は、総合的知識と洞察力を備え、説明責任・公正透明性等の新しい行政のやり方に精通していなければならない。また、勇気と積極性をもつて次々と新しい施策を

面もあろう。しかし、市町村の合併には、住民から遠くなる市役所・町村役場、住民の共同意識の破綻、話し合いの過程で消費される膨大なエネルギー、地域対立の激化等さまざまなマイナス面もある。すべての合併に反対というわけではないが、個々のケースについて、住民参加の下に、冷静にメリットとデメリットを比較考量し、関係市町村の自己決定・自己責任で最終的な決定を行うべきである。国や都道府県から委譲される事務量のみきわめ、税財源の状況、日本経済や各地域社会の将来展望等をよく勘案して、ゆっくり冷静な検討を進めればよいと思われる。

企画・実施する意欲をもたなければならぬ。これに加えて、福祉・保健、環境、地域づくり、情報処理、監査等の分野では相応の専門的知見を備えた人材も必要になる。これらの人材は、国・都道府県・他の地方公共団体、民間、都庁に出で退職した地元出身者等に求めることが必要であり、さらに各市町村が都道府県や他の市町村と共同して育成することも必要である。県とすべての市町村が一緒になって、人材の育成・確保のために広域連合を設置したところもあり、その成果がいま注目されて

いる。これからの時代は、すべての公共的・公益的機能を行政が独占的に担うという時代ではなく、民間の企業、非営利法人、ボランティア等と協調し共同して担うことになると思われるので、市町村が万遍なくあらゆる人材をすべて揃える必要はなく、市町村に欠けている人材はこれらの組織や団体との提携によって補充する途もある。地域の人づくりには時間がかかるが、地域社会の近代化と活性化の原動力になるのは、「もの」ではなく、「ひと」であることを忘れてはならない。

市町村が新しい分権型社会の担い手になるためには、長、議員、幹部職員、一般職員のすべてを通じて意識改革が迫られている。地方自治制度がいかに近代的なものに改められても、制度を動かすのは所詮「ひと」であるから、「ひと」の意識が変わらない限り、状況は一向に変わらないことになるであろう。これからは、地方公共団体の役員員の一人一人が、分権時代の幕開けを主体的に担う立場から、それぞれに担当している事務や事業に関連して、これまでの反省に立って改革の方向を研究・提言し、全体としての改革を少しでも進める方向で積極的に参画することが望まれる。市町村長もこのような研究や提言を寛容に受け

止め、実現可能なものは積極的に生かすことを考えるべきである。これまで住民や社会一般から批判されてきた安易な先例第一主義、国や都道府県への盲従や依存、先進自治体のモデルの模倣、個性のない画一主義・形式主義志向、事なかれ主義や責任の回避、不祥事や事故の陰蔽・もみ消し、などの体質は、この際すべて廃棄することが求められよう。このような意識や行動様式は、分権型社会の創造にとってはすべて有害なものである。

しかし、「ひと」の意識の改革は、口でいうほどに易しいものではない。今回の一連の改革は、日本の文化、伝統、意識、価値感等に存在しなかつた理念や原則―自己決定・自己責任、説明責任、公正透明―が下敷になっているからである。しかし、これからの改革は、日本社会が固有の歴史や伝統によって育ててきた良い国民性や社会性をすべて捨て去って欧米社会化することを目指すものではない。政治や行政の世界では今日の先進国共通の水準を充たしながらも、文化や生活の面では日本の独自性や個性を維持し、その特質を世界に対して発信することも必要である。分権型社会の創造の難しさもまさにこの点にあるといえるのである。はなからうか。

活 動

山本会長 十二年度税制改正で要望

— 自民党地行関係合同会議 —

自由民主党の「地方行政部会・地方制度調査会・指定都市問題調査会・地方自治関係団体委員会合同会議」が十一月十一日に党本部で開催された。この合同会議は、自民党税制調査会の平成十二年度の税制改正審議にあわせて地方自治関係団体等の意見、要望を聴取しようというもので、全国町村会等地方六団体をはじめ地方自治関係諸団体の代表が出席し、それぞれ明年の税制改正等について要望を行った。全国町村会の山本会長の発言要旨は次のとおり。

山本会長発言要旨

本日は、私どもの要望を述べる機会をお与え頂き、誠に有難うございます。明年度の税制改正などにつきまして、既に知事会等が発言されていますので、私からは町村長の立場から一言発言させて頂きます。はじめは、固定資産税についてであります。

明年度は、固定資産税の評価替えの年にあたりますが、固定資産税は収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目でありますので、評価替えに伴う負担調整措置につきましては、その安定的確保がはかられますように、要望いたします。

発言する山本全国町村会長



次に、ゴルフ場利用税に関

してあります。

昨今、ゴルフ場利用税について廃止を求める動きがありますが、ゴルフ場利用税は、平成九年度で総額九八〇億円、内三六六億円が交付金として町村に交付されており、財源に乏しく山林原野の多い町村において貴重な財源であるとともに、道路整備、環境対策といった町村の行政サービスがもたらす受益について、専らゴルフ場利用者が享受しており、また利用者にも十分な担税力が認められるものであります。

また、地方分権を推進する上において、地方の自主財源の充実確保が不可欠であることから、個々の町村にとつて地域振興に重要な役割を果たしているゴルフ場利用税の存続確保について強く要望するものであります。

続いて、ペイオフ凍結解除後における、地方公共団体の公金預金の保護についてであります。

現在、国におかれましては、金融審議会において、平成十三年四月に予定されているペイオフ凍結解除後における新たなセイフティネットの整備等につきまして、最終報告に向けて議論されているところであります。

申し上げるまでもなく、地方自治体の公金は、「公共の福祉」を実現す

るための地域住民の共有財産であり、ペイオフ凍結解除後、特段の保護措置がない状態になりますと、これを喪失した場合、住民生活に大きな影響を与えることとなります。

また、町村は、安全確実という基準だけで預入先を選択することは困難であり、地域に密着した金融機関を活用せざるを得ない事情もあります。

つきましては、ペイオフ解禁の前提ともいえる、金融環境の整備を進めていただくとともに、不測の事態における、町村の公金預金の保護について、必要な措置を講じていただきますようお願いするものであります。

最後に、介護保険制度についてであります。

只今、市長会からも申し述べられました。この度の特別対策の決定に至るまでの地行部会の先生方のご尽力に対しまして、先ず以て厚く御礼を申し述べ次第であります。

しかしながら、保険者である町村の意見を聞くことなく制度の根幹に関わる議論が行われ、特別対策が決定されましたことは、誠に遺憾であると言わざるを得ません。

また、特別対策の内容が不明確な点もあり、町村現場において混乱があることも事実であります。

今後におきましても、介護保険制度をめぐる議論は多々あると推測されますが、先生方におかれましては、町村の意見が十分反映されますよう引き続きご尽力いただきますことをお願い申しあげまして全国町村会からの要望とさせていただきます。

新たな水田営農対策を決定

政府・与党

助成金最高は七三、〇〇〇円／一〇アール

政府・与党は十月二十九日、明年度から実施する「水田を中心とした土地利用型農業活性化対策大綱」を決定した。

今回の対策は、食料・農業・農村基本法の成立を踏まえ、需要に応じた米の計画的生産の徹底と、水田を有効活用した麦・大豆・飼料作物等の本格的生産の定着・拡大を図ることにより、土地利用型農業経営の確立を狙ったものであり、最大の焦点となっていた現行の緊急生産調整推進対策に代わる新たな助成は、最高で一〇アール当たり七、三〇〇円とされ、取り組みによっては稲作所得を上回る水準となった。大綱のポイントは次のとおり。

「水田を中心とした土地利用型農業活性化対策大綱」のポイント

- 1 基本的考え方
 - ① 需要に応じた米の計画的生産を徹底するとともに、
 - ② 米の作付けを行わない水田を有効に活用して、麦・大豆・飼料作物等の本格的生産を推進することにより、安定した水田農業経営を確立
 - 2 地域における水田農業振興計画の策定
 - ① 主産地形成に向けた取組みを行う地域において、五年間の水田農業

振興計画(麦・大豆等の作付面積の拡大、団地化・担い手への土地利用の集積、水田高度利用等に関する計画)を策定

② 適切な水田農業振興計画を策定した地域に対し、麦・大豆・飼料作物の生産のための基盤整備、機械・施設の助成、技術経営指導等を重点実施

3 需要に応じた米の計画的生産
常に米の需要均衡を図ることが、米の価格の安定にとって必須であるとともに、水田における麦・大豆・飼料作物等の本格的生産の定着・拡大にとっても重要

(1) 需給計画の策定方法
毎年の需給計画の策定に当たっては、需給状況を踏まえて的確に策定

(2) 作況変動等に対する対応
豊作時の対応として、調整保管に代わる生産者団体の主体的対応として生産者パーパー分を主食用以外に処理する方式を導入

十一年産については、生産者パーパー分一七万トン进行处理

(3) 計画的生産の推進方法
産地ごとに価格・販売動向等を踏まえて販売できるものを生産することから、配分基準について、転作面積(ネガ)の配分から、米の生産数

量・作付面積(ボジ)の配分へ移行
十二年産については生産調整の規模が前年同であることにかんがみ、転作面積と米の生産数量を配分(生産調整目標面積九六・三万ha、都道府県別配分は前年同)

ただし、次年度以降の本格的配分に向けて準備を行う
4 水田における麦・大豆・飼料作物等の本格的生産
米の作付けを行わない水田を有効に活用して、麦・大豆・飼料作物等の本格的生産を定着・拡大していくようにするため、従来の転作奨励金を廃止し、新たな助成システムを構築

この助成システムは、五年ごとに見直し

(1) 経営確立助成(助成単価別紙)
① 麦・大豆・飼料作物等の本格的生産には、地域ぐるみでの主産地形成に向けた取組みの下で、(ア)作付けの団地化や担い手への土地利用の集積、(イ)基本的な栽培技術の実施等が必須であり、こうした要件をみたすことを前提として基本助成

② 水田農業振興計画に位置付けられたその他の土地利用型作物(麦・大豆・飼料作物を除く一般作物)についても、①の(ア)の要件の下に一定の基本助成

③ また、麦・大豆・飼料作物のいずれかを含めた水田高度利用(一年二作等)などの収益性向上に向けた取組み(一年二作に匹敵する機械の効率的利用等を行う取組みを含む)に加算

(2)とも補償(地域への交付基準別紙)生産者の拠出による「とも補償」(国も助成)については、

① 従来の水田面積当たりでなく、水稻作付面積当たりの拠出に変更
② 対象作物、作物ごとの単価について、全国一律でなく、地域の自主性が発揮できる仕組みに変更

③ 地域への交付基準の中で、作物ごとの拠出・交付バランスの改善(特例作物)と調整水田等の不作付けへの交付基準の見直し

(3) その他
① 市町村等の地域において、行政生産者団体、出荷取扱業者、農業委員会等の関係者からなる水田農業推進協議会を設置し、一体となって水田農業経営の確立を推進

② 麦・大豆・飼料作物の本格的生産を進めるため、新品種の開発・普及、生産組織の育成、担い手への土地利用集積の促進、農業共済の充実表示の的確な実施等を積極的に推進

③ 全国レベル・県レベルで推進体制を整備し、先進技術の提供・優良事例の紹介等、きめ細かな対応を推進

5 米政策の運営
備蓄水準の適正化
過大な政府国産米在庫が自主流通米の価格低下圧力となることを回避するため、備蓄運営ルールにより備

政 策

1 経営確立助成

① 基本助成

種 類	麦・大豆・飼料作物	水田農業振興計画に位置付けられたその他の土地利用型作物(そば等の一般作物)
基本助成(注)	40千円 / 10a	20千円 / 10a

(注) 当初2ヶ年は、作付けの団地化・土地利用の担い手への集積に関し、やや簡易な「種類」も設定し、その場合の単価は麦・大豆・飼料作物にあっては30千円 / 10a、その他の土地利用型作物にあっては10千円 / 10aとする。

② 加算

水田高度利用等加算	10千円 / 10a
-----------	------------

2 とも補償

地域への資金の交付基準

算出基礎	算出単価
ア 生産調整実施面積から実績算入を除いた面積(なお、調整水田については当該面積を2/3に、その他の不作付面積については当該面積を1/3に換算する)	10千円 / 10a
イ 土地利用型作物作付面積	10千円 / 10a
ウ 米の計画的生産の達成地区の生産調整実施面積(実績算入及びその他の不作付面積を除く)	3千円 / 10a

(算出基礎それぞれに単価を乗じ、それを合わせた額を地域に交付)

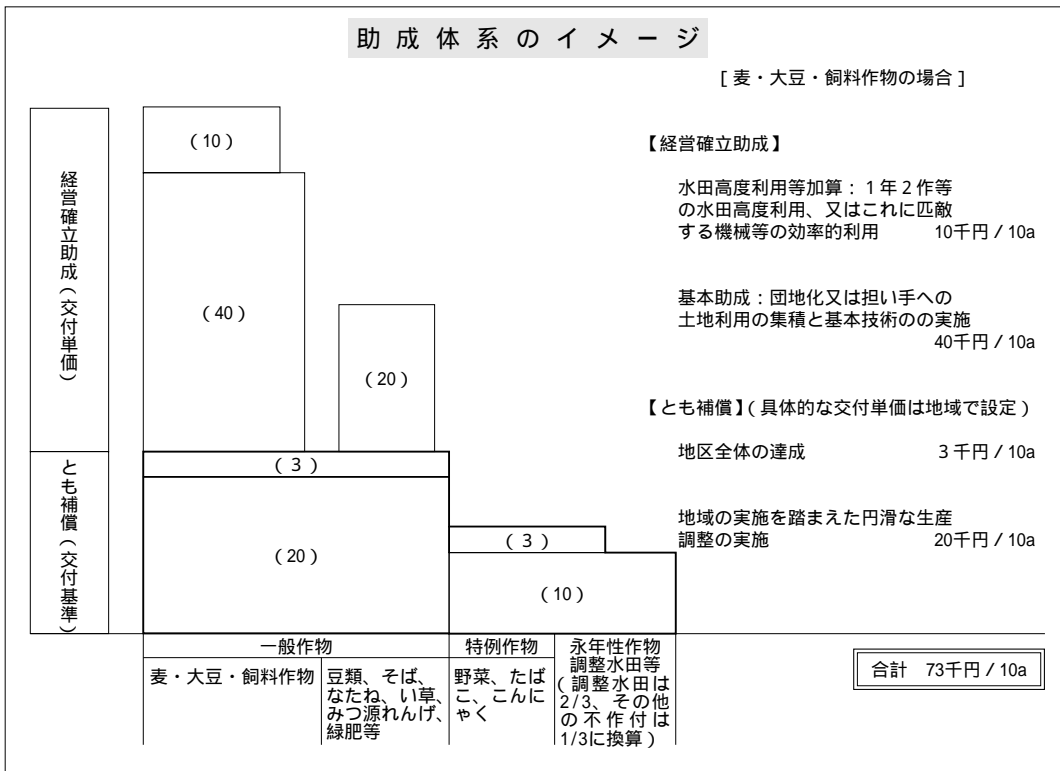
蓄水準の適正化を推進(販売数量より買入数量を少なくする)
 ① 相当の繰越資金がある者についての措置(一年分以上の繰越資金がある者)
 ア 補てんの充実(補てん基準価格の1%相当額以内)
 イ 選択による翌年産の生産者抽出の軽減(2%と1%のいずれかを選択)

② 稲作経営安定対策
 制度発足二年目であり、枠組み見直しにはデータ等の蓄積が必要であるが、当面次のような臨時応急措置
 ③ 稲作を主とする認定農業者に対する補てん割合の引上げ
 ④ 計画的生産実施者が出荷する計画外流通米(一定の要件に合致するもの)も対象に追加(生産者抽出2%、政府助成4%、補てん割合6割) ⑤ 稲作を主とする認定農業者に対する補てん割合の引上げ
 ⑥ 計画的生産実施者が出荷する計画外流通米(一定の要件に合致するもの)も対象に追加(生産者抽出2%、政府助成4%、補てん割合6割) ⑦ 十一年産米についての稲作経営安定対策の特別支払い
 ⑧ 十一年産の補てん金が交付された者に補てん基準価格の1%相当額以内を特別支払

⑨ 十二年産の補てん基準価格の算出方法の特例
 ⑩ 直近三ヶ年平均の原則を維持しつつ、十一年産価格の下落による激変を緩和するため補てん金を加味した水準を十一年産の価格とみなして算出
 ⑪ 稲作を主とする認定農業者に対する補てん割合の引上げ
 ⑫ 選択による生産者抽出及び政府助成の引上げを前提とした補てん割合の引上げ(八割 九割)
 ⑬ 計画的生産実施者が出荷する計画外流通米(一定の要件に合致するもの)も対象に追加(生産者抽出2%、政府助成4%、補てん割合6割) ⑭ 十一年産米についての稲作経営安定対策の特別支払い
 ⑮ 十一年産の補てん金が交付された者に補てん基準価格の1%相当額以内を特別支払

助成体系のイメージ

[麦・大豆・飼料作物の場合]



(残高の範囲内、補てん基準価格が上限)
 ⑬ 十二年産政府買入価格は現行算定方式に基づき適切に決定。また売渡価格も適切に決定
 ⑭ 十二年産政府買入価格一五 一〇 四円 / 六〇kg。売渡価格一六、五三
 ⑮ 食糧援助については、国際ルールとの整合性や財政負担等に留意しつつ、適切に対応。
 ⑯ 基本計画・食生活指針の策定とあわせて、効果的な米の消費拡大対策を推進

政 策

米価審議会

十二年産米政府買入価格決定

玉沢徳一郎農林水産大臣は、十一月十一日米価審議会を開催し、平成十二年産米穀の政府買入価格を、六〇kg当たり四二四円(二・七%)引き下げ、また、米穀の標準売渡し価格は国内産米・輸入米とも、それぞれ六〇kg当たり二七〇円(一・六%)・二〇二円(一・六%)引き下げの案を諮問した。

同日、米価審議会(会長渡邊五郎)は、「政府買入価格及び標準売渡し価格については、一部異論はあったが、全体として諮問に賛成ないしや

むを得ないとの意見であったので、諮問案どおり決定された」との答申を農林水産大臣に提出した。このため、生産者米価は四年連続の引き下げとなった。

米穀の全体需給は、国内産米在庫量が適性水準を大幅に上回って推移していたことから、一昨年「新たな米政策大綱」を決定し各般の施策を総合的に実施したことにより、在庫量は減少しているが、十一年産米の作柄が良かったこと、自主流通米価格が低下したことから、本年九月には、米穀の需給バランスの早期回復を図るため、「米の緊急需給安定対策」を決定し生産オーナー部分を食用

以外での処理を行うこととしており、十月には、「水田を中心とした土地利用型農業の活性化対策大綱」を決定し、米の計画生産の徹底と水田における麦・大豆・飼料作物等の本格的生産を進めることとしている。

このようなことを踏まえ、米穀の政府買入価格については、自主流通米の価格の変動率及び生産コストの変動率を基礎として算定し、六〇kg当たり一五、一〇四円(うるち一五類、一〇二平均、包装込み)とした。

また、国内産米穀の標準売渡し価格については、備蓄運営を的確に行えるよう、米穀の需給動向、財政の事情等を総合的に考慮して算定し、また、ミニマム・アクセス輸入米は、国内産米の価格体系との整合性を踏まえながら改定することとし、平成十二年一月一日以降の標準売渡し価格は、国内産米では、六〇kg当たり一六、五三六円(水稲うるち玄米一五類、一〇二平均、包装込み)、輸入米は、六〇kg当たり二二、一八七円とした。

なお、全国町村会からは、宇都宮家一副会長(愛媛県宇和町長)が委員として参画しており、「諸般の事情を考慮し、諮問のとおり決定することはやむを得ないが、農産物価格の安定対策の強化が必要である」との意見を述べた。



委員として参画した宇都宮副会長(右奥)

類別・等級別政府買入価格 (玄米60kg当たり、円)

区分	1 類 (+ 400)	2 類 (+ 250)	3 類 (0)	4 類 (350)	5 類 (750)
1 等 0	15,562	15,412	15,612	14,812	14,412
2 等 320	15,242	15,092	14,842	14,942	14,092
3 等	—	—	—	—	13,745

(注) 1 水稲うるち裸価格である。
2 ()内は、3類に対する加算・減算額であり、内は、1等に対する減算額である。

全国町村会総合賠償補償保険制度
全国町村会特定疾病保険制度
取扱い代理店

各種損害保険・生命保険

株式会社 千 里

(ちさと)

本社 〒100-0014 東京都千代田区永田町 1 - 11 - 32

営業所 (全国28か所)

(引受保険会社) 損保 = 損害保険会社22社
生保 = アリコ・ジャパン

全国町村会館西館内 03 - 5512 - 4726(代)

情 報

カサネ Now & News

健康づくり
「タフソテラピー」の導入 青森県 市浦村

高齢者の健康づくりと観光の拠点として、村は公設では全国初の「タフソテラピー」(海水療法)を取り入れた延床面積約千五百㎡の健康増進施設の建設に着手、三十五℃程度の海水プールで新陳代謝を促進させるアクアトニックなどの施設を整備し、二〇〇一年四月にオープンさせる予定。

廃校を利用し地元出身 山形県 白鷹町
芸術家の彫刻展

今年三月に廃校となり、百二十四年の歴史に幕を閉じた滝野小学校の建築後九十五年になる木造平屋建て校舎を活用し、山形県野外造形研究会や町内芸術家で組織するグループが主催して、地元出身の芸術家などの彫刻を展示した「たきの造形展」を開催している。

介護経験の浅い 福島県 福島市
ヘルパーの養成を急務 会津高田町外三町村

介護保険制度導入に向け、会津高田町、会津本郷町、北会津村、新鶴村の四町村は、ホームヘルパーの資格を持っているもの、実際の実験経験が少ないヘルパーを対象に、会津高田町内の特別養護老人ホームや北会津村内の老人保健施設などで介護実習の合同指導を実施した。

温水プールで 茨城県 茨城県 潮来町
東海道五十三次に挑戦

水泳を楽しみながら健康づく

りにも役立ててもらおうと、町は町立屋内温水プール利用者に、一ヶ月泳いだり歩くことに目を塗りつぶしていくと旧東海道五百二十キロのどこまで到達したかが分かる「東海道五十三次マップ」を配布し、東海道制覇者には記念品を贈呈している。

「リサイクルティッシュ」 山梨県 長坂町
を全世帯に配布

リサイクルの必要性をアピールし、分別回収を徹底させることをねらいに、町は町内一般家庭から分別回収した一年分の牛乳パック千六百六十を、静岡県内の製紙会社に委託して「リサイクルティッシュ」を七千箱製造し、町内全世帯に二箱ずつ配布した。

都会の女性を 新潟県 新潟県 川口町
「まちづくりアドバイザー」に

首都圏の独身女性に町の暮らしを体験してもらい様々な助言を受けるとともに、地元独身男性との出会いの場をつくっていくことをねらいに、町は二十代から三十代の独身女性十五人を「まちづくりアドバイザー」に委嘱し、農業体験などの交流会を進めている。

町長・助役室を 静岡県 静岡市 蒲原町
福祉相談室に改装

介護保険関係事務にスペースを提供するとともに、職員との関係をオープンにするため、町では町長室と助役室を健康福祉課に提供して福祉相談室などに改装し、町長と助役は一般職員と同じ部屋に移り、机を並べて

執務にあたっている。

森林や農地の荒廃防止 京都府 園部町
で管理条例を制定

環境保全に積極的に取り組んでいる町は、相続等で町民以外が所有することになった森林や農地の荒廃を防止するため、森林及び農地に関する管理条例を制定し、所有者の同意があれば管理委託や売却のあつせんができることにした。

「ジャパンフロラ2000」 兵庫県 北淡町
の入場券配布

町民の緑化事業に対する意識を醸成していくことを目的に、町は淡路島で開催される国際園芸・造園博「ジャパンフロラ2000」の前売り入場券を、町内約三千五百世帯に各一枚ずつ、小学生・保育園児に一人一枚ずつを無料で配布した。

紙芝居で介護保険制度 和歌山県 打田町
を解説

パンフレット等では理解しにくい介護保険制度の内容を町民に分かりやすく説明するため、町は登場する主婦三人の介護保険についての会話を通して制度の仕組みを解説していく紙芝居を町独自に作成し、介護保険説明会で活用して町民の理解促進に役立てている。

民間と共同で大規模 鳥根県 金城町
分譲住宅団地を造成

定住人口の増加と町活性化をねらいに、町と民間不動産会社が共同で計画を進めていた宅地面積四万七千五百㎡、百七十二区画の大規模住宅団地「金城

ニュータウン(仮称)が、二〇〇一年四月からの分譲開始をめぐり着工された。

収入役を廃止し 長崎県 伊王島町
助役二人制の導入

介護保険制度の導入や地方分権推進などに伴う事務量の増大に対応するため、財政規模が小さい町は、収入役を廃止するとともに助役二人体制とし、収入役が処理していた会計事務を助役が兼務する事務執行体制を導入した。

学校問題解決のため 高崎県 門川町
「教育研究所」設立

いじめや不登校など学校現場が抱える課題の解決を図るため、町は地域の教育の在り方や課題を調査・研究する「教育研究所」を町立小学校内に設立し、小中学校教諭七人が研究員となつて、月二・三回の会合を開いているほか、子供たちからのテレホン相談にも応じている。

クリーンエネルギー 鹿児島県 瀬田町
導入をアピール

クリーンエネルギーを導入している町を全国にアピールしていくと、町は二億一千万円をかけ、直径四十・三m、高さ六十m、出力五百kwの風力発電設備を建設し、発電した電力の半分は町内の観光施設「アグリランドえい」に供給するほか、残り九州電力に売電していくことを計画している。

カサネ Now & News

情 報

忠臣蔵と蕎麦

栗原雅直
精神科医

元禄十五年(一七〇二)十二月十四日、大石内蔵助ら四十七人の赤穂浪士は、江戸本所の吉良邸に討ち入りして、主君浅野内匠頭(たくみのかみ)の仇を討った。

これが有名な『忠臣蔵』の事件であるが、講談や映画などでは、討ち入りの前夜、全員が両国の蕎麦屋の二階に集合して、蕎麦を食べたことになっている。だが、これはどうもフィクションらしい。

当時はまだ、蕎麦粉を小麦粉でなく手法が発達しておらず、細長い蕎麦は出来なかった。したがって元禄時代に蕎麦の専門店などなかったし、かりに五、六十人も人間が一箇所に集まって氣勢を上げていたら、通報されて、いままでの準備や苦心が水泡に帰してしまうはずだ。

ただ前夜、両国の茶屋亀田屋や、うどん屋九兵衛などの店に個々に集まって、蕎麦切りを食べたり、酒を飲みながら冠(かむり)付け(俳句の上の句を出題して中と下の句をつける)に興じたことは事実らしい。

この討ち入りで、吉良邸の八十九人のうち十九人が死んだが、浪士側の死者はゼロで、負傷者六人が駕籠に乗せられて引き上げてきた。この圧倒的勝利は、片方が寝巻き姿、片

方が鎖かたばらという武装の違いによるが、双方の身体のコンディションにも差があった。

吉良屋敷の面々は前夜のお茶会で酒を飲み、したたかに酔っていた。いきなり夜討ちされたので、準備運動ストレッチの余裕はなく、すぐに身体が動けなかった。また浪士たちが前夜に食べたとされる蕎麦は、こなれてちよつど運動エネルギーになる頃だった。これがお餅だったら、腹もたれして切り合いの邪魔になったことだろう。

蕎麦は消化が早いだけでなく、ピタミンB類を含む栄養食品で、また毛細血管から血球が洩れ出るのを防ぐルチンなどを含んでいる。さて浪士たちのように、蕎麦を食べながら日本酒を飲むことは、日本文化の「粋」だと思ふ。今でも日本橋界隈のお蕎麦屋さんを訪れると、昼飯時なのに、赤い顔をした年配のオジさんが、蕎麦に板ワサなどを肴にして、徳利を傾けている場面によく出くわすのである。

「挽きたて」「打ちたて」「茹でたて」のいわゆる「三たて」がそろった日本蕎麦の微妙な風味を、吟醸香ゆたかな日本酒とともに味わうことは、まことに贅沢の限り。それは一種の芳香療法(アロマテラピー)を自分自身にほどこし、ストレスから回復しようとするものだ。

ただ難癖をつければ、コストの関係で中国産の粉を使ったり、小麦粉が多めに混ざった蕎麦は、荒れ地に育った信州産ほどの風味はない。ファー

スト・フーアの蕎麦屋で「三たて」をつたつた店があるが、「茹でたて」以外の看板には、少々偽りありと言わざるをえないのが実情だ。

さらに醸造用アルコールを大量に混ぜた日本酒の吟醸香は、人工的なもので、江戸も明治も遠くなりにけり、の嘆きを抱かせる。

私の父は昭和二十九年(一九五四)のお正月、脳溢血のために亡くなっている。以前から高血圧だったが、仕事上、お酒を飲む毎日だった。当時は高血圧薬としてはルチンくらいのもので、また大量に飲酒するほど、高血圧がひどくなり、血管系の病気で早死にしやすいという健康知識などは、普及していなかった。

父親の死因をあらためて考え直してみると、まず食べ過ぎと飲み過ぎによる肥満と高血圧が問題だった。仕事のストレスがあつたかも知れない。アルコールには血を固まりにくくする効果があり、厳寒時の高血圧発作で脳から出血したとき、すぐに止まらなかつたのだ。

蕎麦など低カロリー食品を食べて肥満を予防しておけば、ルチンが血管を丈夫にしたはずだ。また日本酒も一日一合程度に止めておいたら、善玉コレステロールも増えて、動脈硬化症もそう進まなかつただろう。

ちなみに悪玉コレステロールをくわえこんだマクロファージ細胞は、活性酸素が存在するとき、動脈の壁の中にもくろりこみ、血管をポコポコの粥状にしてしまうことが問題になっている。

十二月の俳句カレンダ―
年の瀬を忙しといひつ遊ぶなり

星野 立子

十二月の声を聞くと、年内に片付けたいとか、新年に懸案を持ち越したくないという仕事を立て込んでくる。また、年末年始の挨拶まわりも良かれ悪しかれ日本の風習でなくなりそうもない。それに輪をかけてる。街では歳末商戦が火花を散らし、否応なしに慌ただしくなる。

そんな中で、職場や学校友達、同好のグループなどの忘年会や納会が相次ぐ。これまた、「忙しい」「時間がない」と言いながらも欠かせないお付合であり、楽しみでもある。それを「遊ぶなり」と大胆に言い切ったところがこの句の意気の良さ。

煤掃きに用なき身なる外出かな

松本たかし

十二月も半ばを過ぎると、あちこちで大掃除、煤払いが始まる。奈良・東大寺の大仏様の煤払いも年中行事の一つで毎年のようにテレビで紹介される。年末最後の週は会社や事業所でもロッカー内を整理したり、不要品の廃棄が行われる。

一般家庭でも、新年は家の中をスッキリして迎えたいもの。この句の作者は箒・雑巾を持ったことのない亭主閑白なのか。いや、何か事情があつて手伝えないのかもしい。せめて邪魔にならないようにと外に出る、何となく肩身の狭い思いを句にしているようでもある。

情 報

政策リーダー

政策リーダー

男女共同参画社会調査まとめまる

―総理府―

総理府はこの程、男女共同参画社会基本法(仮称)の策定等に関し、調査を実施した。

同調査は、学識者、マスコミ関係者、企業経営者、地方自治体の首長、女性有識者等三〇〇〇人を対象として行ったもので、回収結果は地方自治体の首長が最も良く八九%(平均七八、四%)となっている。

調査項目別の結果をみると、①男女共同参画社会一般についての認識について、「知っている」と答えた割合は全体で七〇、七%であったが、地方自治体の首長は九五、五%と、認識の高さを示した。また、共同参画を実現すべき分野としては、「国・地方自治体の政策決定過程」が最も多く四六、四%(首長四九、八%)、次いで「職場における待遇」が四三、一%(同三三、二%)となっている。

②「男女共同参画社会を推進するための施策についての認識」の中で、政府が重点的に行うべき取り組みに関して聞いたところ、「国民の理解が深まるよう教育や意識啓発に努めること」が五二、〇%(同五九、二%)、「仕事と家庭の両立を支援する体制を整備すること」が五四、二%(同四四、九%)と多数を占めた。

③「男女共同参画社会基本法(仮称)についての認識」については、男女共同参画審議会基本問題部会から出された「男女共同参画社会基本法(仮)の論点整理」が公表されたことを知っていると答えた割合は、四八、三%(同七八、七%)となっている。

経済新生対策決定

政府は、十一月十一日に経済新生対策を決定した。

今後の経済新生対策は、公需から民需へのバトンタッチをはかり、我が国経済を早急に本格的回復軌道に乗せるとともに、二十一世紀型社会への新たな考え方の確立と基盤の整備への契機を創るうとするもの。

また、投資効率と利用者の使いやすさを考えたハード、ソフト、制度改革の同時実施に最大限配慮しており、対策の成果、効果が国民の目にはつきり見えるように、施策の目標と全体像と目標年次の明示に極力努めることとしている。

事業規模については、社会資本整備に六、八兆円、中小企業等金融対策に七、四兆円、住宅金融対策に二兆円、雇用対策に一兆円、さらに介護対策に〇、九兆円と、総額一八兆円となっており、社会資本整備による今後一年間のGDPへの効果を実質一、六%と見込んでいる。

対策は大きく分けて①中小企業、ベンチャー支援および雇用、高齢化対策②道路、情報など二十一世紀型社会インフラの整備③金融、不動産市場の活性化の以上三つに分類されており、また、対策を具体化する平成十一年度第二補正予算案については、国費ベースで六兆五、〇〇〇億円、また、二次補正に伴う地方財政負担については二兆七、〇〇〇億円程度となるものと見込んでいる。

総農家数一・六%減少

―農業構造動態調査―

農林水産省は、このほど平成十一年農業構造動態調査(平成十一年一月一日現在)の結果を発表した。

総農家数は、三百二十三万九千戸で前年に比べて五万三千戸(一・六%)減少した。このうち、販売農家数は、二四七万五千戸で、四万八千戸(一・九%)減った。

販売農家の経営規模(都府県)では、三鈴未満の層が減り、五鈴以上層の大規模農家が四・一%増え、四万三千戸となった。

借入耕地のある農家は七八万戸で、前年に比べて七千戸(〇・九%)減少したものの、借入耕地面積は六万五千畝で、二万八千畝(四・四%)増加した。この結果、一戸当たりの借入耕地面積は八四畝で、四畝(五%)増加した。

また、農家人口は、千百一万人で二十九万七千人(二・六%)減った。このうち、六十五歳以上の者は、三百八万四千人で、二万一千人(〇・七%)増加した。この結果、農家人口の六十五歳以上の者の割合は、二八%を占め、総人口に占める六十五歳以上の者の割合(十六・二%)と比べ、農家の高齢化が進行している。

新たに農業への従事が主となった者は、十三万五千九百人で八千二百人(六・四%)増加した。このうち、前年学生で卒業後農業に従事した者は二千二百人で、前年と同じであった。

都心に生まれたゆとりとやすらぎの空間

くつろぎを最優先にこだわった客室

(室料)
シングル 131室 8,500円より
ツイン 18室 16,000円より
 8～16F (2名)

客室は広めで(シングル18㎡)羽毛寝具により心地よい睡眠に配慮いたしております。すべての客室は快適な7階以上の上層階に配され、リラックスしていただくための静かな空間を作り上げました。



シングル

年末年始営業のご案内

全国町村会館をいつもご利用いただきありがとうございます。下記の期間は、ご宿泊及びレストラン、ホテルショップの営業を休業いたします。ご宿泊を予定されている方は、ご注意くださいようお願いいたします。

休業期間及び営業開始日

ご宿泊

平成11年12月28日(火)～平成12年1月3日(月)
 営業開始日/平成12年1月4日(火)

レストラン「ベルラン」

平成11年12月28日(火)14:00～平成12年1月3日(月)
 営業開始日/平成12年1月4日(火)11:00オープン

和食処「さいかち」

平成11年12月28日(火)14:30～平成12年1月4日(火)
 営業開始日/平成12年1月5日(水)11:30オープン

ホテルショップ

平成11年12月28日(火)15:00～平成12年1月4日(火)
 営業開始日/平成12年1月5日(水)8:00オープン

東京での週末・祝日の行事に特別サービス

特別サービスとして

1 宿泊料金を最大20%割引いたします。

(各行事の際に、町村より一括してご宿泊をお申し込みいただいた場合は、すべて会員の料金を適用いたします。)

2 地元よりの特産品など、持ち込みは自由です。ご希望により調理もいたします。

ご宴会などのお料理は、ご希望とご予算に応じ、洋食・和食のいずれもご用意いたします。



ホール

東京観光の拠点に最適

土・日・祝日ご宿泊＜特別料金＞(室料)

シングルA 6,800円(通常料金 8,500円)

ツインA 12,800円(通常料金16,000円)

金曜日のご宿泊は通常料金の15%OFFにてご利用いただけます。

東京観光地へのアクセスガイド

東京ディズニーランド / 地下鉄永田町駅からJR舞浜駅まで約34分
 浅草 / 地下鉄赤坂見附駅から浅草駅まで約27分
 東京タワー / 地下鉄永田町駅から御成門駅まで約25分
 後楽園遊園地 / 地下鉄永田町駅からJR水道橋駅まで約17分
 東京都庁展望室 / 地下鉄赤坂見附駅から新宿駅まで約10分



【交通案内】

有楽町線・半蔵門線・南北線
 「永田町駅」3番出口徒歩1分
 丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩5分
 タクシー 東京駅から約20分

官庁街に近く、最適なロケーションを誇る 全国町村会館。
 一流ホテル(帝国ホテルグループ)との提携による上質なサービスと、
 味わい豊かな料理、
 ゆとりのある客室で
 皆様をおもてなし
 いたします。



[宿泊利用助成券契約市町村職員共済組合等一覧] 北海道市町村職員福祉協会・青森県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県市町村職員互助会・島根県・鳥根県市町村職員年金者連盟・岡山県・広島県・山口県・高知県・福岡県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県・地方職員共済組合(団体共済部)

ご予約・お問い合わせは **全国町村会館** TEL:03(3581)0471 FAX:03(3581)0220
 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号